

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（オキサゾスルフィル等 6 品目）の残留基準の設定又は改正）（概要）について

令和 2 年 12 月 15 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

1. 改正の趣旨

厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされているところ、規格基準は食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）において定められている。

告示において、食品中に含有される農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の成分である物質につき、食品ごとにその許容される量の限度（以下「残留基準」という。）が定められている。

今般、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われた農薬等について、当該評価結果を踏まえ、国際基準、国内外での使用等を考慮した残留基準の設定を行う。

なお、当該残留基準案は、農薬等により人の健康を損なうおそれのないよう規格基準を定めるものであり、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（令和2年8月6日）の審議において了承されている。

2. 改正の概要

食品中の以下の農薬等の残留基準を設定又は改正する。

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1)農薬オキサゾスルフィル | (2)農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ |
| (3)動物用医薬品チルジピロシン | (4)農薬フェンヘキサミド |
| (5)農薬プロヒドロジャスモン | (6)農薬フロメトキン |

3. 根拠条項

食品衛生法第13条第1項

4. 適用期日等

告示日：令和3年3月上旬（予定）

適用期日：告示日

ただし、一部の新たに設定した品目及び規制の強化に当たる品目については、告示の日から起算して1年を経過した日から適用する。